

◆減免の対象となる方

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、下記の表にあてはまる場合です。ただし、手帳に記載された障がい名が2つ以上の場合は、各々の障がいの程度について等級（程度）が認定されますので、対象とならない場合もあります。

障がいの区分		障害の程度		
		A.本人運転 (身体障がい者等が自ら運転する場合)	B.家族運転(注2) C.常時介護者運転(注3)	
身体 障害者 手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1	1級～3級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	1級、2級の1及び2級の2	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
		移動機能	1級～6級	1級～3級(3級は一下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
	肝臓機能障がい		1級～3級	1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい		1級～3級	1級～3級	
戦傷 病者 手帳	視覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	聴覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	平衡機能障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	音声機能障がい	特項、1項及び2項(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	特項及び1項～3項	特項及び1項～3項	
	下肢不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～3項	
	体幹不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～4項	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障がい		特項及び1項～3項	特項及び1項～3項
療育手帳		A1, A2		
精神障害者保健福祉手帳		1級		

(注1) 上肢不自由 2級の1…両上肢の機能の著しい障がい 2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの

(注2) 精神障害者又は満18歳未満の身体障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車を、当該精神障がい者又は満18歳未満の身体障がい者の継続的な通院又は日常の通学、通所、生業等のために、その生計を一にする方が運転する場合

(注3) 精神障がい者又は満18歳未満の身体障がい者だけの世帯の方で、それらの方が所有する軽自動車を、その継続的な通院又は日常の通学、通所、生業を目的に、常時介護する方が運転するものである場合